| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) |
|--|---|--|
| 土木工事編 I | | |
| P.5-6 1-1-2 用語の定義 (P.6はP.5改正に伴う記載頁の 移動) | 17. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの 手段により互いに知らせることをいう。 18. ~ (略) ~ 19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。 | 17. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、ロ頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 18. ~ (略) ~ 19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。また、情報共有システムを用いない工事の場合は、電子メールで送付された、署名又は押印した工事帳票も有効とする。。 |
| P. 51 1-1-47 保険の付保及び 事故の補償 | 5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。 また、当該請負代金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。 ア. 最初に提出する収納書は、当該請負代金額から消費税を除いた額に2/1、000を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出するものとする。 イ. ~(略)~ | 5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。 また、当該請負代金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。 ア. 最初に提出する収納書は、当該請負代金額から消費税を除いた額に2/1,000を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、福島県工事請負契約約款第3条に基づく工程表とともに提出するものとする。 イ. ~(略)~ |
| P. 111 2-3-1 一般事項 | 第3節 骨材 2-3-1 一般事項 1. 道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001 (道路用砕石) JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) ~ ~ | 第3節 骨材 2-3-1 一般事項 1. 道路用砕石, コンクリート用骨材等は, 以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) ~ ~ |
| P. 164 1-3-8 路側防護柵工 | 6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに <u>「防護柵の設置基準・同解説」(日本道路協会)に基づき</u> 所定の張力を与えなければならない。 | 6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに 所定の張力(A種は 20kN/本、B種及びC種は 9.8kN/本)を与えなければならない。 |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| P. 266 1-6-17 オーバーレイエ | (4) 受注者は、 <u>施工面の異常の有無を監督員に報告し、異常を発見したとき</u> <u>は、</u> すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 | (4) 受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督員に報告し、 すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。 | | | | | | |
| P. 663 1-11-4 境界工 | 境界工の施工については、第3編1-3-34境界工の規定によるものとする。 | 境界工の施工については、第3編1-3-24境界工の規定によるものとする。 | | | | | | |
| P. 725 第2節 工事名標示板における県 産木材使用の確認方法について | 2-1 確認方法 1 ~ (略) ~ 2 ~ (略) ~ 3 受注者は、「県産材証明書」裏面の「使用記録」に、使用する当該工事に係る必要事項を記載するとともに、現場代理人はその工事に使用することの証として記名 するものとする。また、「使用記録」には、発注機関にかかわらず記載するとともに、当該証明書が証明している枠材全ての使用記録を記載するものとする。 4 ~ (略) ~ 5 当該工事が変更設計により工期に延長短縮があった場合には、受注者は「使用記録」に変更の工期を記載するとともに、上記3同様、現場代理人は記名し、「県産材証明書」の写しを変更施工計画書に添付するものとする。 6 ~ (略) ~ 7 ~ (略) ~ | 2-1 確認方法 1 ~ (略) ~ 2 ~ (略) ~ 3 受注者は、「県産材証明書」裏面の「使用記録」に、使用する当該工事に係る必要事項を記載するとともに、現場代理人はその工事に使用することの証として記名押印するものとする。また、「使用記録」には、発注機関にかかわらず記載するとともに、当該証明書が証明している枠材全ての使用記録を記載するものとする。 4 ~ (略) ~ 5 当該工事が変更設計により工期に延長短縮があった場合には、受注者は「使用記録」に変更の工期を記載するとともに、上記3同様、現場代理人は記名押印し、「県産材証明書」の写しを変更施工計画書に添付するものとする。 6 ~ (略) ~ 7 ~ (略) ~ | | | | | | |
| P. 727 | 発 注 機 関 工事番号・工事名 基数 工 期 現場代理人名 記入例 当初 12. 4.11 ~ 12.12. 5 福島県 12-41310-0000 2 変更 12. 4.11 ~ 13. 1.21 県北建設事務所 ○○○○工事 | 発 注 機 関 工事番号・工事名 基数 工 期 現場代理人名・確認印 記入例 福島県 12-41310-0000 2 変更 12. 4.11 で更 12. 4.11 で更 12. 4.11 福島 太郎 印 第12年 | | | | | | |
| 土木工事編Ⅱ 出来形管理基準及び規格値 P. 45 1-3-7-4 組立て | 測定基準注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25 ㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについて、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に従い実施する。 | 測定基準 注 3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である 内空断面積 25 ㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品 は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。 | | | | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) |
|---|--|---|
| P. 125 3-1-6-12-1 コンクリート舗装工 (下層路盤工) 以下の頁同 P. 127 3-1-6-12-2 | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、1 <u>層あたりの</u> 施工面積が 2,000 ㎡未満 <u>とする。</u> 厚さは、~~(略)~~ | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、表層及び基層の加熱スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満 厚さは、~~(略)~~ |
| | | コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 |
| (同上) (面管理の場合) | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 ㎡未満とする。 | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、表層及び基層の加熱スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満 |
| P. 129 3-1-6-12-3 コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) 以下の頁同 P. 131 3-1-6-12-4 p. 133 3-1-6-12-5 P. 135 3-1-6-12-6 P. 137 3-1-6-12-7 P. 139 3-1-6-12-8 P. 141 3-1-6-12-9 P. 143 3-1-6-13-1~2 P. 145 3-1-6-13-1~2 P. 147 3-1-6-13-3~5 P. 149 3-1-6-14-1~2 P. 151 3-1-6-14-3~5 | 中規模とは、、~~(略)~~ | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、表層及び基層の加熱スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満 厚さは、~~(略)~~ |
| (上記のうち P. 129~143) (面管理の場合) | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、1 <u>層あたりの</u> 施工面積が 2,000 ㎡未満 <u>とする。</u> | 測定箇所 工事規模の考え方 中規模とは、~~(略)~~ 小規模とは、表層及び基層の加熱スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満 |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) 旧(令和2年10月1日) | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| P. 196-197 3-1-14-4-1 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工) 3-1-14-4-2 法枠工 (プ レキャスト法枠工) | 編 章 節 条 枝香 工 種 測 定 項 目 規 格 値 調 定 基 準 測 定 額 所 頻 要 3 1 14 4 1 1 法持工 (現場打法枠工) 法 2 (現場次付法枠工) 法 2 (10m | W -30 接 100m以下のものは 1 施工箇所につ 議のうえ、 | | | | | | |
| P. 200 3-1-15-3 補強土壁 (補強土〔テールアルメ〕壁 工法) (多数アンカー敷補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法) | 編 | 編 | | | | | | |
| 品質管理基準及び規格値 P. 306-307 1 セメント・コンクリート (転圧~~を除く。) | 施工、後言式懸矣 — そ の 他 *** | 試験項目 試験方法 規格値 試験基準 摘 要 試験成績表等による強度対験 | | | | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 写真管理基準(出来形管理) P. 444 | 写真管理項目 | ω φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ φ | | | | | | | | | |
| 1-3-7-4 組立て | 編 章 節 条 枝 番 エ 種 | [編] 章 節 条 枝 五 種 振影項目 撮影頻度[時期] 提出頻度 接出頻度 | | | | | | | | | |
| ※新設のコンクリート 構造物の内、橋梁上 部工事と下部工事 | 1 3 7 4 組立て 非破壊試験 試験毎に1回 (表質所 各1枚 [試験実施中] | 1 3 7 4 組立て ※新設のコンクリート構造物 (電磁誘導法、電磁波レーダ 法) 無 筋 筋 | | | | | | | | | |
| 土木工事編 Ⅲ 中表紙 | 本編(参考資料)は、各種様式、要綱、要領等を参考として掲載したものであり、各種要綱等の改正は共通仕様書の改正に優先する。 本編に掲載の様式において、共通仕様書で定める様式以外のもの (他の要綱、要領、通達等)における押印の有無は各種要綱等の定めによる。 | 本編(参考資料)は、各種様式、要綱、要領等を参考として掲載したものであり、各種要綱等の改正は共通仕様書の改正に優先する。 | | | | | | | | | |
| 2.9 | 提出書類の様式については、この様式集によるものとするが、記載 内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。 押印不要の欄に○印のある様式については、受注者の押印を不要と する。「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」 | 提出書類の様式については、この様式集によるものとするが、記載 内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。 | | | | | | | | | |
| | 等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。(押印不要の欄が空欄のものは、他の要綱、要領、通達等で定める様式である。「一」のものは、共通仕様書に様式の記載がないもの、受注者の押印欄がないものである。) なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。 国土交通省様式の使用欄に〇印のある様式については、国土交通省様式での提出も可とする。 国土交通省様式は東北地方整備局HPより確認すること。 http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/R2siyousho/r2siyousho.htm なお、国土交通省様式で提出する場合は、「総括監督員・主任監督員・監督員」の欄及びあて先を県仕様に修正すること。また、県に定めのない様式については、国土交通省様式での提出を可とする。 各種様式における年月日については、和暦表記とする。 | 国土交通省様式の使用欄に〇印のある様式については、国土交通省様式での提出も可とする。 国土交通省様式は東北地方整備局HPより確認すること。 http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/ kyoutuu/R2siyousho/r2siyousho.htm なお、国土交通省様式で提出する場合は、「総括監督員・主任監督員・監督員」の欄及びあて先を県仕様に修正すること。 また、県に定めのない様式については、国土交通省様式での提出を可とする。 各種様式における年月日については、和暦表記とする。 | | | | | | | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) | |
|---------------|--|-----------------------------|---|
| 2. 様式 提出書類一覧表 | 提出書類 一覧表 1. 契約書に基づく書類一覧表 | 提出書類 一覧表 1. 契約書に基づく書類一覧表 | |
| | 様式番号 約款条項 書式 (事項) 名 備 考 | 押 印 不 要 使 用 | 様式番号 約款条項 書式 (事項) 名 備 考 関交省 様式の 使 用 |
| | 1 3 条 請 負 代 金 内 訳 書 | - O | 1 3 条請負代金內訳書 |
| | 2 / 工程表(財務規則施行通達様式集16号様式) | 0 | 2 / 工程表(財務規則施行通達様式集16号様式) |
| | 3 5 条 (権利義務の譲渡) 承 認 申 請 書 | | 3 5 条 (権利義務の譲渡) 承 認 申 請 書 |
| | ク 債権譲渡承諾依頼書等 〈工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領様式〉 | _ | ク 債権譲渡承諾依頼書等 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領様式) |
| | 5条6条 承 認 書 | = | 4 5条6条 承 認 書 |
| | 7 条 下請工事契約時チェックリスト 福島県元請・下請関係適正化指導要編様式第1号 | - | 7 条 下請工事契約時チェックリスト 福島県元請・下請関係適正化指導要網様式第1号 |
| | ク 下請工事完了後チェックリスト ク 様式第2号 | _ | ク 下請工事完了後チェックリスト ク 様式第2号 |
| | / 下請負報告書 // 様式第3号 | _ | // 下請負報告書 // 様式第3号 |
| | / 施工体系図 / 参考様式1 | - 0 | / 施 工 体 系 図 / 参考様式1 ○ |
| | ル 理 由 書 ル 参考様式 2 | _ | ル 理 由 書 ル 参考様式 2 |
| | が 施 工 体 制 台 帳 | - 0 | // 施工体制台帳 // 参考様式3の1 ○ // 3の2 ○ |
| | ″ 工事担当技術者 ″ ॐᢜᡮ4 | - | // 工事担当技術者 // 参考様式4 |
| | 〃 再下請負通知書 〃 参考様式5 | _ | 〃 再下請負通知書 〃 参考様式5 |
| | / 福島県発注工事下請110番通報票 // 参考様式 | - | / 福島県発注工事下請110番通報票 // 参考様式 |
| | 7 9条 3 項 監 督 員 通 知 書 | _ | 7 9条 3 項 監 督 員 通 知 書 |
| | 8 9条2項 確 認 書 | 0 0 | 8 9条2項 確 認 書 |
| | 8-3 11 条 工 事 履 行 報 告 書 | 0 0 | 8-3 11 条 工 事 履 行 報 告 書 |
| | 10 9 条 工 事 打 合 せ 簿 | 0 0 | 10 9 条 工 事 打 合 せ 簿 |
| | 11 10条 1項 現 場 代 理 人 及 び (約款第10条第4項の分担があれば区分明記) | 0 | 11 10条 1 項 現 場 代 理 人 及 び (約款第10条第4項の分担があれば区分明記) |
| | 12 条 措 置 請 求 (公文書形式で処理する。) | _ | 12 条 措 置 請 求 (公文書形式で処理する。) |
| | 12 13 条 工事材料確認申請書 | 0 | 12 13 条 工事材料確認申請書 |
| | 13 15 条 支 給 品 受 領 書 | 0 0 | 13 15 条 支 給 品 受 領 書 |
| | 15 / 支 給 品 精 算 書 | 0 0 | 15 / 支給品精算書 |
| | 17 《貸与品借用書 | 0 | 17 / 貸与品借用書 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (P. 14-17) | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) | | | | | | | |
|----------------------|---|---------------------|---|---------------|--|--|--|--|--|
| (2. 様式) (提出書類一覧表) | | | | | | | | | |
| | 様式番号 約款条項 書式 (事項) 名 備 考 押印不要 | 国交省 様式 使 用 | 様式番号 約款条項 書式 (事項) 名 備 考 選集 | 交省 式の 用 | | | | | |
| | 18 15 条 貸 与 品 返 納 書 | | 18 15 条 貸 与 品 返 納 書 | | | | | | |
| | 20条2項 一 時 中 止 の 通 知 (任意の様式) - | | 20条2項 一 時 中 止 の 通 知 (任意の様式) | | | | | | |
| | 19-1 20 条 土木工事一時(一部)中止 - | | 19-1 20 条 土木工事一時(一部)中止 | | | | | | |
| | 19-2 / 土木工事一時(一部)中止の解除 | | 19-2 / 土木工事一時(一部)中止の解除 | | | | | | |
| | 22条23条 工事 延長の申出(任意の様式) | | 22条23条 工 事 延 長 の 申 出 (任意の様式) | | | | | | |
| | 20 26 条 請負代金額の変更 福島県工事請負契約約款第26条第0項に基づく協議 | | 20 26 条 請負代金額の変更 福島県工事請負契約約款第26条第○項に基づく協議 | | | | | | |
| | 27 条 措 置 内 容 (任意の様式) | | 27 条 措 置 内 容 (任意の様式) | | | | | | |
| | 21 30条1項 請負工事被害報告書 | | 21 30条1項 請負工事被害報告書 | | | | | | |
| | 22 30条2項 請負工事被害確認書 — | | 22 30条2項 請負工事被害確認書 | | | | | | |
| | 23 30条3項 損害負担申請書 | | 23 30条3項 損害負担申請書 | | | | | | |
| | 24 32条 1 項 39条 1 項 工 事 完 成 届 書 (財務規則施行通達様式集20号) | | 24 32条 1 項 工 事 完 成 届 書 (財務規則施行通達様式集20号) | | | | | | |
| | 25 32条 2 項 土木 (建築) 工事 検 査 の 結 果 | | 25 32条 2 項 土木 (建築) 工事 検 査 の 結 果 | | | | | | |
| | 26-1 32条4項 工事完成引き渡し書 | | 26-1 32条4項 工事完成引き渡し書 | | | | | | |
| | 33 条 請 負 代 金 の 支 払 (任意の様式) | | 33 条 請 負 代 金 の 支 払 (任意の様式) | | | | | | |
| | 26-2 34 条 施設の部分使用同意 | | 26-2 34 条 施設の部分使用同意 | | | | | | |
| | 26-3 〃 部分使用に係る確認検査結果書 — | | 26-3 ル 部分使用に係る確認検査結果書 | | | | | | |
| | 35 条 前 金 払 (任意の様式) | | 35 条 前 金 払 (任意の様式) | | | | | | |
| | 35条6項 遅延利息の支払請求 (納入通知書) - | | 35条6項 遅延利息の支払請求 (納入通知書) | | | | | | |
| | 38 条 部 分 払 (請求書) | | 38 条 部 分 払 (請求書) | | | | | | |
| | 27-1 38条5項 部 分 払 申 請 書 (財務規則施行通達様式19号様式) | | 27-1 38条5項 部 分 払 申 請 書 (財務規則施行通達様式19号様式) | | | | | | |
| | 41 条 前払金等不払に対する 乙 の 工 事 中 止 (請求書) | | 41 条 前払金等不払に対する 乙 の 工 事 中 止 (請求書) | | | | | | |
| | 42 条 契 約 不 適 合 責 任 (任意の様式) - | | 42 条 契 約 不 適 合 責 任 (任意の様式) | | | | | | |
| | 44条45条 発 注 者 の 解 除 権 (任意の様式) - | | 44条45条 発注者の解除権(任意の様式) | | | | | | |
| | 47条48条 受注者の解除権(〃) | | 47条48条 受注者の解除権(〃) | | | | | | |
| | 50 条 解 除 に 伴 う 措 置 (〃) - | | 50 条 解 除 に 伴 う 措 置 (〃) | | | | | | |
| | 55 条 火 労 保 険 証 等 (任意様式) | | 55 条 火 労 保 険 証 等 受 領 書 (任意様式) | | | | | | |
| | 一 受 領 書 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (P. 14-17) | | | | | | | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) | | | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (2. 様式) (提出書類一覧表) | 2. その他書類一覧表 | 2. その他書類一覧表 | | | | | | | |
| | 様式 名 称 <mark>押印</mark> ^{調交省} 不要 i | 様 式 名 称 | | | | | | | |
| | 27-2 工事出来高報告書 52 出来形管理図表(図表) ○ | 27-2 工事出来高報告書 52 出来形管理図表(図表) | | | | | | | |
| | 28 着 工 届 | 28 着 工 届 出来形記入例 (1) | | | | | | | |
| | 29 現場発生品調書 | 29 現場発生品調書 (2) | | | | | | | |
| | 30 資材受払簿 (3) - | 30 資材受払簿 (3) | | | | | | | |
| | 32 工事日誌 | 32 工事日誌 53 品質管理図 (表紙) | | | | | | | |
| | 32-1 トンネル掘削日報(案) ○ 54 ヒストグラム - | 32-1 トンネル掘削日報 (案) 54 ヒストグラム | | | | | | | |
| | 33 レデーミクストコンクリート _ 55 品質管理・公式・係数・記号表 _ | 33 レデーミクストコンクリート 55 品質管理・公式・係数・記号表 13 14 15 15 15 16 16 16 16 16 | | | | | | | |
| | 34 粗骨材の比重 | 34 相骨材の比重 吸水単位容積重量試験 56 度 数 表 | | | | | | | |
| | 35 細骨材の比重 57 X-R管理データーシート(1) - | 35 細骨材の比重 吸水単位容積重量試験 57 X-R管理データーシート(1) | | | | | | | |
| | 36 骨材のふるい分け試験 58 X-R管理データーシート(1)の2 — | 36 骨材のふるい分け試験 58 X-R管理データーシート(1)の 2 | | | | | | | |
| | 37 細骨材の表面水量試験(其の1) 59 X-R管理図 ○ | 37 細骨材の表面水量試験(其の1) 59 X-R管理図 | | | | | | | |
| | 38 / (其の2) 60 X管理図 ○ | 38 / (其の2) 60 X管理図 | | | | | | | |
| | 39 スランプ空気量試験 | 39 スランプ空気量試験 61 X-Rs-Rm管理データーシート | | | | | | | |
| | 40 コンクリート圧縮強度試験 O 62 X-Rs-Rm管理データーシー — の 2 | 40 コンクリート圧縮強度試験 62 X-Rs-Rm管理データーシートの2 | | | | | | | |
| | 41 テストハンマーによる強度試験 63 X - Rs - Rm管理図 | 41 テストハンマーによる強度試験 63 X - Rs - Rm管理図 | | | | | | | |
| | 42 コンクリート曲げ強度試験 64 鋼材の引張試験 ○ | 42 コンクリート曲げ強度試験 64 鋼材の引張試験 | | | | | | | |
| | 43 骨材洗い試験 | 43 骨材洗い試験 65-1 土の液性限界 土の塑性限界試験 (測定) | | | | | | | |
| | 44 粗骨材のスリヘリ試験 65-2 土の液性限界 土の塑性限界 (試験結果) | 44 粗骨材のスリヘリ試験 65-2 土の液性限界 土の塑性限界(試験結果) | | | | | | | |
| | 45 粗骨材中の軟石量試験 () 66 土の含水比試験 () | 45 粗骨材中の軟石量試験 66 土の含水比試験 | | | | | | | |
| | 46 骨材単位容積重量試験 (66-1 土の突固め試験(測定) | 46 骨材単位容積重量試験 66-1 土の突固め試験 (測定) | | | | | | | |
| | 47 骨材の安定性試験 | 47 骨材の安定性試験 66-2 / (締固め特性) | | | | | | | |
| | 48 骨材試験成績一覧表 67 現場密度測定試験(置換法) | 48 骨材試験成績一覧表 67 現場密度測定試験(置換法) | | | | | | | |
| | 49 セメントコンクリート 配合設計計算書 68 現場における土の単位体積重 量試験 | 49 セメントコンクリート 配合設計計算書 68 現場における土の単位体積重 量試験 | | | | | | | |
| | 50 セメントコンクリート試験 (現場)配合計算書 69-1 CBR試験(初期状態吸水膨張 試験) | 10 10 10 10 10 10 10 10 | | | | | | | |
| | 51 出来形管理図表 (表紙) - 69-2 CBR試験 (貫入試験) ○ | 51 出来形管理図表(表紙) 69-2 CBR試験(貰入試験) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| (P. 14–17) | | | | | | | | | |

| (様式) | 新(完 | 和3年4 | 4月1日 | 一部改正) | | | 旧(令和2年10月1日) | | | | | | |
|----------|------------------------------------|----------|--------------|----------------------------|----------------------------|---|--------------|----------------------------------|-----------------|-----|------------------------|-------------------------------|----------------|
| 提出書類一覧表) | 様式 名 称 | 押印票不要使 | 交省 式の 様 式 | 名称 | 押印 国交式 で表式 の 用 | 木 | 様 式 | 名 称 | 国交省 様式の 便 | 様 式 | 名 | 称 | 国交省 様式 使 |
| | 69-3 CBR試験〈室内試験結果〉 | 0 | 92 | ボーリング柱状図(土質調査) | _ | 6 | 69-3 | CBR試験 (室内試験結果) | | 92 | ボーリング柱状図(| £ (1970) (84800) (1979) (848) | |
| | 69-4 現場CBR試験 | 0 | 93 | 杭施工記録表 その1 | 0 | 6 | 59 – 4 | 現場CBR試験 | | 93 | 杭施工記録表 その | D 1 | |
| | 70 乱した材料の修正CBR試験 | j (| 93 | ″ その2 | 0 | | 70 | 乱した材料の修正CBR試験 | | 93 | " 20 | D 2 | |
| | 71 道路の平板載荷試験 | 0 | 93 | ″ その3 | - | | 71 | 道路の平板載荷試験 | | 93 | " 70 | 0.3 | |
| | 72 骨 材 アスファルト検温(混合物の種類工程 合 材 |) - | 93 | " その4 | 0 | | 72 | 骨 材 アスファルト検温(混合物の種類工種) 合 材 | | 93 | ル その | D 4 | |
| | 73 舗設時検温(混合物の種類工程 | ž – | 93 | // その5 | - | | 73 | 舗設時検温 (混合物の種類工種) | | 93 | " 70 | 5 5 | |
| | 74 アスファルト抽出試験 | 0 | 93 | " * *06 | 0 | | 74 | アスファルト抽出試験 | | 93 | " 40 | 06 | |
| | 75 アスファルト混合物の密度試験 | è O | 93 | η そ の7 | - | | 75 | アスファルト混合物の密度試験 | | 93 | " 70 | 07 | |
| | 76 コアー採取試験結果表 | 0 | 94 | 工事写真 その1 | _ | | 76 | コアー採取試験結果表 | | 94 | 工事写真 その | 01 | |
| | 77 予定粒度 | 0 | 94 | n その2 | - | | 77 | 予定粒度 | | 94 | " 20 | D 2 | |
| | 78 使用予定骨材の配合 百分率決定図 | 0 | 94 | <i>"</i> その3 | - | | 78 | 使用予定骨材の配合 百分率決定図 | | 94 | " 20 | 03 | |
| | 79 使用予定骨材の合成粒度 | 0 | 94 | <i>"</i> その4 | - | | 79 | 使用予定骨材の合成粒度 | | 94 | " 20 | 0 4 | |
| | 80 マーシャル試験結果 | 0 | 95 | 塗膜厚測定結果記録表 | - | | 80 | マーシャル試験結果 | | 95 | 塗膜厚測定結果記錄 | 录表 | |
| | 81 混合物の理論最大密度 | 0 | 96 | 道路舗装カード | _ | | 81 | 混合物の理論最大密度 | | 96 | 道路舗装カード | | |
| | 82 設計アスファルト量の決分 | ē 0 | 97 | 薬液注入日報 | _ | | 82 | 設計アスファルト量の決定 | | 97 | 薬液注入日報 | | |
| | 83 ホットビン内のフルイ分け試験 | <u> </u> | 98 | 水質監視記録簿 | - | | 83 | ホットビン内のフルイ分け試験 | | 98 | 水質監視記録簿 | | |
| | 84 土質調査報告書 | 0 | 99 | 水質監視日報 | = | | 84 | 土質調査報告書 | | 99 | 水質監視日報 | | |
| | 85 調査個所位置図(1/50,000 |) — | 100 | 社内検査記録 | 0 | | 85 | 調査個所位置図(1/50,000) | | 100 | 社内検査記録 | | |
| | 86 経過写真(室内·外) | - | 101 | 工事現場 (土木) 点検表 (参考) | _ | | 86 | 経過写真(室内・外) | | 101 | 工事現場 (土木) 点标 | 贪表 (参考) | |
| | 87 土質柱状図 | - | | アンカー工・施工管理チェック リスト (参考) | _ | | 87 | 土質柱状図 | | | アンカー工・施工行 クリスト (参考) | 言理チェッ | |
| | 88 土の粒度試験 | 0 | | 工事現場等における事故発生報 告書 | _ | | 88 | 土の粒度試験 | | | 工事現場等における 報告書 | る事故発生 | |
| | 89 土質調査総括表 | _ | | 電子媒体納品書 | 0 | | 89 | 土質調査総括表 | | | 電子媒体納品書 | | |
| | 90 ボーリング工事日報 | 0 | | | | | 90 | ボーリング工事日報 | | | | | |
| | 91 ボーリング柱状図(岩盤調査 | 9 - | | | | | 91 | ボーリング柱状図(岩盤調査) | | | | | |

| 頁 | 新(令和3年4月1日一部改正) | 旧(令和2年10月1日) |
|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 7. 建設リサイクルガイドライン | | |
| 第7号様式 法第12条に基づく説明書 | | |
| 公分 12 木に坐 ノ、肌切目 | | 7. 建設リサイクルガイドライン |
| | 7. 建設リサイクルガイドライン | 第7号様式(法第12条第1項関係) |
| | 第7号様式(法第12条第1項関係) | |
| | 法第12条に基づく説明書 | 法第12条に基づく説明書 |
| | | 第 号 |
| | 第 号 | 年 月 日 |
| | 年 月 日 | 様 |
| | 様 | |
| | | 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 印 |
| | 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) | (〒 -) TEL () - |
| | (〒 −) TEL() − 住所 | 住所 |
| | | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対 |
| | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対 | 象建設工事の届出に係る事項について別添資料のとおり説明します。 |
| | 象建設工事の届出に係る事項について別添資料のとおり説明します。 | 27 |
| | 記 | 記 |
| | | 1. 対象工事 |
| | 1. 対象工事 | 工事番号 |
| | 工 事 番 号 工 事 名 称 | 工事名称 |
| | 工 争 石 柳 | 2. 添付資料 |
| | 2. 添付資料 | 別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの) |
| | 別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの) | □別表 1 |
| | □別表 1 □別表 2 | □別表 2 |
| | □別表 3 | □別表 3 |
| | | |
| | ※「印」削除 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |